

# 説明書類の記載事項を記載した書類

2023年12月1日

**PwC Japan有限責任監査法人**

# 目次

一. 業務の概況	3
1. 監査法人の目的及び沿革	3
(1) 監査法人の目的	3
(2) 監査法人の沿革	3
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	3
3. 業務の内容	3
(1) 業務概要	3
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	4
(3) 監査証明業務の状況	4
(4) 非監査証明業務の状況	5
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	5
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	5
① 経営の基本方針及び経営管理に関する事項	5
② 法令遵守に関する事項	5
(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	5
① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持	5
② 業務に係る契約の締結及び更新	7
③ 業務を担当する社員その他の者の選任	7
④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持および配分	8
⑤ 業務の実施及びその審査	8
⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達	9
⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ	9
⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化	10
⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施	10
⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善	10
(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	11
(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月	11
(5) 業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認	11
5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項	11
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	11
(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	11
(2) 提携を開始した年月	11
(3) 業務上の提携内容	11
(4) ネットワーク及びその取決めの概要	11
二. 社員の概況	12
1. 社員の数	12
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	12
三. 事務所の概況	13
四. 監査法人の組織の概要	14

五. 財産の概況 .....	14
1. 売上高の総額 .....	14
2. 直近の2会計年度の計算書類 .....	15
3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書 .....	15
4. 供託金の額 .....	15
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容 .....	15

※特段の注書きのないものについては、PwC Japan 有限責任監査法人に関する記載となります。

## 業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革

#### (1) 監査法人の目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを目的とします。

- 1 財務書類の監査又は証明
- 2 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- 3 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

#### (2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は以下の通りです。

2006年6月1日	あらた監査法人設立 メンバーファームとしてPwCネットワークに加盟
2006年8月1日	名古屋事務所を開設
2006年9月1日	大阪事務所を開設
2015年7月1日	法人名称を「PwCあらた監査法人」へ変更
2016年7月1日	有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」とする。
2016年10月1日	福岡事務所を開設
2023年12月1日	PwCあらた有限責任監査法人を存続法人としてPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併、PwC Japan有限責任監査法人として業務開始

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人です。

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

(旧PwCあらた有限責任監査法人 2023年6月30日時点)

当法人は金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査等の法定監査のほか任意監査まで幅広く監査証明業務を提供しています。

監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は1,182社(前期比25社増)、監査証明業務に係る当期収入は29,715百万円(前期比1,509百万円増)となりました。

また、当法人は非監査証明業務としてIFRS導入支援サービスをはじめとした財務報告アドバイス及び株式上場(IPO)支援、ガバナンス関連アドバイザリー業務、システム・プロセス・アシュアランス、内部監査サービスなどの幅広い財務関連サービスの提供に努めています。

非監査証明業務の対象会社総数は1,215社(前期比18社減)、非監査証明業務に係る当期収入は31,266百万円(前期比3,014百万円増)となりました。

以上の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当期の業務収入総額は、60,981百万円(前期比4,523百万円増)となりました。

(旧PwC京都監査法人 2023年6月30日時点)

当年度は、前期末の人員から56名の増員となり、年度末で443名となっています。当年度中に被監査会社等は、金商法・会社法監査12社が増加、会社法監査4社が増加、その他の法定監査2社が減少、その他の任意監査11社が減少し、全体として3社の増加となりました。監査については、監査ツール、品質管理、教育研修等にPwCのリソースを使用して実施しています。

非監査証明業務については、特に記載すべき事項はありません。

- (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項  
該当ありません。

(3) 監査証明業務の状況

※旧 PwC あらた有限責任監査法人 2023年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
1 金商法・会社法監査	135 社	126 社
2 金商法監査	49 社	19 社
3 会社法監査	436 社	99 社
4 学校法人監査	1 社	—
5 労働組合監査	—	—
6 その他の法定監査	268 社	7 社
7 その他の任意監査	293 社	—
計	1,182 社	251 社

※旧 PwC 京都監査法人 2023年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
1 金商法・会社法監査	74 社	74 社
2 金商法監査	0 社	0 社
3 会社法監査	111 社	12 社
4 学校法人監査	2 社	—
5 労働組合監査	—	—
6 その他の法定監査	19 社	—
7 その他の任意監査	123 社	—
計	329 社	86 社

#### (4) 非監査証明業務の状況

※旧 PwC あらた有限責任監査法人 2023 年 6 月 30 日現在

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	78 社	-9 社
その他の会社等	1,137 社	-9 社

※旧 PwC 京都監査法人 2023 年 6 月 30 日現在

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	19 社	4 社
その他の会社等	99 社	-34 社

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

##### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

##### ① 経営の基本方針及び経営管理に関する事項

当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、国民経済の健全な発展に寄与することを経営理念としています。

当法人は、経営意思決定機関として代表執行役・執行役代表代行・執行役副代表及び執行役で構成される経営委員会を設置しています。この経営委員会は、監査法人運営全般に対して説明責任を負っています。監視委員会の下には、社員評価委員会、監査委員会、指名委員会、R&Q 監視委員会が設置され、経営委員会を監視することにより、透明性の高いガバナンス体制としています。

加えて、公益を代表する有識者の目線を法人運営に取り入れ、監査品質を向上させる目的で、社外有識者、監視委員会議長及び代表執行役で構成される公益監督委員会（PIB）を設置しています。

##### ② 法令遵守に関する事項

法令遵守に関する措置を所管する部署として、リスクマネジメント&コンプライアンス室を設置しています。

リスクマネジメント&コンプライアンス室は、プロフェッショナルとしての、また、社会の一員としての、使命と責任を果たすための行動規範を策定しており、すべての社員・職員はこの行動規範を遵守しています。リスクマネジメント&コンプライアンス室は、定期的な研修等を通じて、行動規範その他遵守すべき法令規制について、社員・職員に周知を徹底し、意識の向上に努めています。また、リスクマネジメント&コンプライアンス室は、コンプライアンスラインを設け、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点を早期に発見し、対処しています。

さらに、アシュアランス OGC に法律の専門スタッフを配置し、アシュアランス OGC が法人全体の法務を取り扱うことによって、法人の諸活動が法令・定款等に適合していることを確保しています。

そのうえで、独立した内部監査室が、法人の活動について内部監査を行い、不正行為等に対するけん制とチェックを行っています。

##### (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

##### ① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

##### (職業倫理)

当法人は、当法人や社員、職員が誠実に、公正に行動するためによって立つべき行動規範（PwC's Code of Conduct）を定めています。行動規範は、誰であって

も懸念があるときは「声を上げる」ことの意義を強調しています。この行動規範と日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえて、職業倫理の方針又は手続に関する複数のルールや規程を定めています。職業倫理の方針又は手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした職業倫理に関する研修を定期的実施しています。また、全社員及び職員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、職業倫理に関する方針又は手続を理解し遵守していることを確認しています。

### (独立性)

PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC Global Independence Policy (独立性に関する指針) を基本に、わが国の法令及び日本公認会計士協会の倫理規則並びに国際会計士倫理基準審議会が公表する職業会計士のための国際倫理規定を踏まえたものを当法人の独立性に関する指針とし、その遵守に係る方針又は手続を定めています。独立性の方針又は手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした独立性に関する研修を定期的実施しています。また、全社員及び職員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、独立性に関する方針又は手続について理解し遵守していることを確認しています。

当該方針及び手続に基づき、監査クライアントを PwC ネットワークが共有するデータベースに登録することによって、当法人の監査クライアントのみならず、PwC ネットワークの監査クライアント全般について、業務提供範囲等に関して制限のあるクライアントを把握できる体制となっており、以下の独立性に関する指針の遵守を確保する枠組みとして維持・運用しています。

- 非保証業務提供チーム - エンゲージメントの独立性  
監査クライアントに対する業務の提供には一定の制限が設けられているため、非保証業務の提供を検討する際に、上述の監査クライアントデータベースで業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認したうえで、独立性に関する指針を参照して業務提供の可否及び提供可能な業務を判断し、提供する可能性のある非保証業務について、あらかじめ監査責任者の承認を得るものとしています。
- 社員及び職員 - 個人の独立性  
当法人の社員及び職員が各個人として遵守する独立性に関する指針を定めており、この中で金銭的利害関係や身分上の利害関係を規定しています。年次のコンプライアンス確認手続に加え、個々の監査業務に従事する際には、個人として遵守する独立性を保持していることを確認しています。また、社員及び職員は、保有する有価証券等をデータベースに登録することが求められ、当法人は社員及び職員が独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。さらに、社員及び職員の金銭的利害関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の検査を每期実施し、個人の金銭的利害関係や身分上の利害関係に関する独立性の違反がないことを監視しています。
- 法人としての独立性  
当法人が外部から物品やサービスを購入する場合や、当法人が外部企業や個人とビジネス上の関係を展開する場合には、当法人と監査クライアントとの間の独立性を保持するため、取引の可否及び取引内容について事前に担当部署の承認を得ることとしています。法人の借入先及びリース契約先との間においても独立性の問題が生じていないことを定期的確認しています。また、当法人が保有する有価証券等をデータベース

に登録し、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。

**(ローテーションの方針及び手続)**

業務執行社員のローテーションに関しては、以下の通り方針を定め、運用と監視を行っています。

	役割	関与可能期間	必要インターバル期間
上場会社の監査・レビュー業務	筆頭業務執行社員	5 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	5 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の 主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
非上場の公認会計士 法上の大会社等の監 査・レビュー業務	筆頭業務執行社員	7 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	7 会計期間	3 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の 主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
上記以外の監査・レ ビュー業務	筆頭業務執行社員	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の 主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)

なお、2023 年 11 月 30 日までに旧 PwC 京都監査法人において契約を締結した監査業務については、当該業務が完了するまでの間、上場会社の筆頭業務執行社員及び審査担当者の関与可能期間を 7 会計期間として方針を定め、運用と監視を行っています。

**② 業務に係る契約の締結及び更新**

PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC ネットワークのクライアント及びエンゲージメントの受入・継続に係る評価方針を基本に、わが国における規則等を踏まえて、当法人の新規契約の締結及び更新に係る方針を定めています。契約の受任に先立ち、受任予定クライアントと当法人（社員・職員を含む）の独立性等利害関係を調査するとともに、当該企業の評判、経営者の姿勢、企業統治や内部統制の状況、会計・監査上の問題等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。契約の継続にあたっては、少なくとも年に 1 度リスク評価を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。

**③ 業務を担当する社員その他の者の選任**

専門要員の監査チームへの選任は、各業種別組織の中で、各人の独立性の遵守状況、必要な経験、能力、必要な時間の十分な確保等といった事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人財を確保するという観点から実施しています。また、監査の品質を維持する上では被監査会社の事業内容等への理解が不可欠であることから監査チームの一定の継続性を重視する一方、新たな視点を持った客観性ある監査の実施を確保すべく、監査チームの統括主査のローテーションに関する取扱いを定め、両者の適切なバランスを維持できる監査チームを組成していく方針です。

#### ④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持および配分

##### ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、社員の報酬に関する規程に基づき各執行役からなる経営委員会が決定し、監視委員会の社員評価委員会の同意を得ています。報酬決定の根拠となる評価については、各社員が各々に与えられた業務について毎年、個人の業務計画書を作成し、その業務計画の達成度合により各部門長が評価を行い、経営委員会に提出しています。

##### イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、監査に対する高い価値観と使命感を共有するプロフェッショナルたるにふさわしい人財を、日本の公認会計士のみならず、米国公認会計士、システム監査技術者をはじめ、特定業種に関する専門的な知識と経験を有する人財等から幅広く採用しています。

教育・訓練については、世界中で一貫して高品質の監査を提供するためにPwCが各国の品質管理レビュー結果に基づき開発した共通の教育研修カリキュラムを基本に、わが国の法令、会計および監査の基準、不正事例、税務ならびに品質管理レビューの結果など、当法人独自の内容を加味して研修を実施しています。また、研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後の確認テストを実施しています。日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD）の達成状況や必須研修の受講履歴は、研修管理システムを利用してモニタリングを実施しています。更に、アシュアランス業務部門を産業別に組織することによって、監査上必要な専門的知識を集約し、共有することにより、知識及び経験の組織的強化を図るとともに、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練を実施しています。

専門要員は、高度な業務品質を実現できる有能な人財として、その専門的知識や社会的使命感といった観点から各人の資質が客観的かつ公正に評価され、職階が決まります。その前提として、職階ごとの役割と責任が明確に定義され、専門要員は各エンゲージメント開始時に当該役割と責任に沿った業務上の達成目標を具体的に上位者と設定・合意し、業務終了時に当該目標達成状況に関する上位者からの評価内容が開示されます。これにより、透明かつ継続的な人事評価、人財の育成及び定着を図っており、当該年次評価結果及び職階に応じて専門要員の翌年度の報酬を決定しています。

#### ⑤ 業務の実施及びその審査

##### (監査業務の実施)

当法人は、監査業務における国際水準の品質を確保するため、監査業務については、PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC ネットワークのグローバル・スタンダードであるPwC Audit Guideを監査メソドロジーの基本とし、わが国における監査基準等を踏まえ、当法人の監査業務の実施に係る方針又は手続を定めています。当該方針又は手続に基づき、監査往査期間にとらわれず年間を通じて緊密かつ適時なコミュニケーションを行うことでタイムリーな監査上の判断及びそのレビューを実施するリアルタイムの監査を行っています。

また、当該方針又は手続を通じて業務の実施における品質の保持を図るため、当法人ではPwC ネットワークの監査サポートシステムを導入しています。このシステムは、監査業務及び監査証拠の文書化に用いられるだけでなく、リスク評価結果及びリスクと監査手続の関係をビジュアルに表示することでリスク評価に対応した有効かつ効率的な監査計画の立案と監査手続の実施を可能としています。

#### ア. 専門的な見解の問合せ

事前に専門的な見解の問合せを受けるべき事項を明示し、専門要員が当該事項に該当する事象に直面した場合には、品質管理本部等の見解を入手することを義務付けています。

#### イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合、審査会がこれを審査することにより監査上の判断の相違に対処し解決しています。

#### ウ. 監査証明業務に係る審査

原則として、全ての監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームによる監査の実施と並行して審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しています。

審査担当者には、当法人の審査担当者の選任に関する方針又は手続に基づき、その職責を果たすために適切な適性、能力及び適切な権限を有する日本の公認会計士である社員が選任されます。その選任及び解任にあたり、各業種別組織内での推薦を受け、品質管理本部長が承認することで、審査担当者の客観性を確保しています。

監査業務において不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、監査チーム体制の強化及び審査体制の強化を検討するとともに、審査担当者による適切な審査が行われるよう、品質管理本部によるモニタリングを実施しています。

#### エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査調書を紙面で作成している場合(以下監査ファイル)、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で監査調書の原本は品質管理責任者等の管理下に置き、これ以降に監査チームが原本にアクセスできないような規程を設け、本規程に則った運用と監視を行っています。

また、当法人では電子監査調書システムを導入しており、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するため、アーカイブ状態の解除を実施できない(システム担当者のみ実施可)との規程を設け、本規程に則った運用と監視を行っています。

### ⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持する情報システムを有しています。また、各品質目標の担当責任者は情報システムから生成されたレポートの使用に際し、当該レポートを使用することに関連するリスクを低減するプロセス及び統制が存在するか確認しています。

当法人は、品質管理システムを維持するための方針又は手続を専門要員に伝達しています。また、当法人は監査品質に関する報告書を年に一度発行し、法人の品質管理システムに関する情報を開示しています。

### ⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査事務所間の引継ぎに係る方針及び手続を定めています。

当法人が前任監査人となる場合、後任監査人に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任監査人から要請のあったそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるように定めています。

当法人が後任監査人となる場合、前任監査人に対して、監査人の交代事由及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問するように定めています。

監査事務所間の引継に関する方針及び手続において、監査チームが実施した引継の状況について品質管理本部に報告する旨を定めています。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人では、代表執行役を法人の品質管理システムに関する最終責任者、アシュアランスリーダーを品質管理システムの整備および運用責任者とし、当法人における品質目標を設定し、品質目標について責任を負う各部門の責任者を選任しています。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、QMSE (Quality Management for Service Excellence)という活動を通じて、リスク評価プロセスを整備、運用しており、品質管理基準報告書第1号で求められる品質管理システムの構成要素に関連する品質目標として、当法人が達成すべき15の品質目標を明確化しています。その目標達成の過程においてどのようなリスクが存在しているのかを識別し、そのリスクの重要性を評価し、方針又は手続の策定、統制活動、指標を用いた日常的な監視活動を含むリスクを軽減するための措置を講じています。

⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質目標について責任を負う各部門の責任者により実施されている日常的モニタリングの他、法人の品質管理システム及び個々の業務品質の定期的モニタリングを年に1度実施しています。また、当法人は実施中の業務をレビューするリアル・タイム・アシュアランスと呼ばれる取組みを導入しています。

個々の業務品質のモニタリング

品質管理本部は、監査業務の定期的なモニタリングを原則として年に一度実施しています。その際に品質管理本部は、PwC ネットワークの Global Assurance Quality - Inspections プログラムを利用しています。監査業務を実施する業務執行社員は少なくとも3年に一度はレビューの対象となり、リスクが高いと識別された監査業務は、より頻繁にモニタリングの対象としています。

法人の品質管理システムのモニタリング

法人の品質管理システムの定期的なモニタリングとして、独立した評価チームが年に一度、各品質目標のリスク対応手続の整備及び運用状況を評価しています。また、PwC ネットワークによる検証を毎年受けています。

発見事項の評価、根本原因分析及び識別された不備への対処

当法人は、モニタリング活動の実施、外部検査及びその他の関連する情報から特定された発見事項が、個別にまたは組み合わせて品質管理システムに及ぼす影響を評価します。識別された不備に対しては、根本原因を分析し、不備の重大性

及び広範性を評価した上で、品質改善計画を策定します。不備の評価結果、根本原因分析及び品質改善計画は、リーダーシップチーム及び関連する品質目標に関する責任を負う各部門の責任者に伝達され、適時に改善活動が実施されます。当法人のリーダーシップチームは、品質改善計画が適切に設計され効果的に運用されているかを評価し、品質改善計画の進捗状況を監視します。

**(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置**

公認会計士法第 2 条 1 項の監査証明業務のすべての業務執行社員及び審査担当者には、公認会計士である社員を任命し、業務遂行の一義的な責任を担っています。監査証明業務を担うアシュアランス業務部門の担当執行役及び品質管理本部は、公認会計士である業務執行社員の交代・ローテーション及び、公認会計士である社員以外の者（特定社員等）の関与度合について監視しています。

**(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月**

旧 PwC あらた有限責任監査法人においては 2021 年 8 月

旧 PwC 京都監査法人においては 2023 年 9 月

**(5) 業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認**

品質管理本部が監査業務品質に関する方針及びガイダンスを策定しています。品質管理本部が実施する監査業務の定期的な検証を通じて監査業務の品質の確保を実施し、これらのレビューにより生じた問題点は、経営委員会に報告され、その対応が決定されています。この報告を基に代表執行役である井野貴章は当該措置が適正であることを確認しています。

**5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項**

該当ありません。

**6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項**

**(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称**

プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッド

**(2) 提携を開始した年月**

旧 PwC あらた有限責任監査法人においては 2006 年 7 月 1 日

旧 PwC 京都監査法人においては 2013 年 3 月 1 日

**(3) 業務上の提携内容**

PwC のメンバーファームとして、PwC グローバルで定めた品質管理、リスク管理基準に準拠して監査業務を遂行するとともに、品質管理、事業開発などについて世界各国のメンバーファームへの協力を行っています。

**(4) ネットワーク及びその取決めの概要**

当法人は、PwC のメンバーファームとしてプライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドとの間に PwC グローバルネットワークの共通のビジョン、価値、原則、目標、権限などを規定する包括的基本契約（Accession Agreement）を交わしています。この基本契約のもとでさらに具体的業務遂行に係わる契約（Firm

Service Agreement) と PwC ブランドを使用することに係わる契約 (Name License Agreement) を取り交わし、PwC ネットワークのメンバーファームの一員として活動しています。

## 一. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
192 人	53 人	245 人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

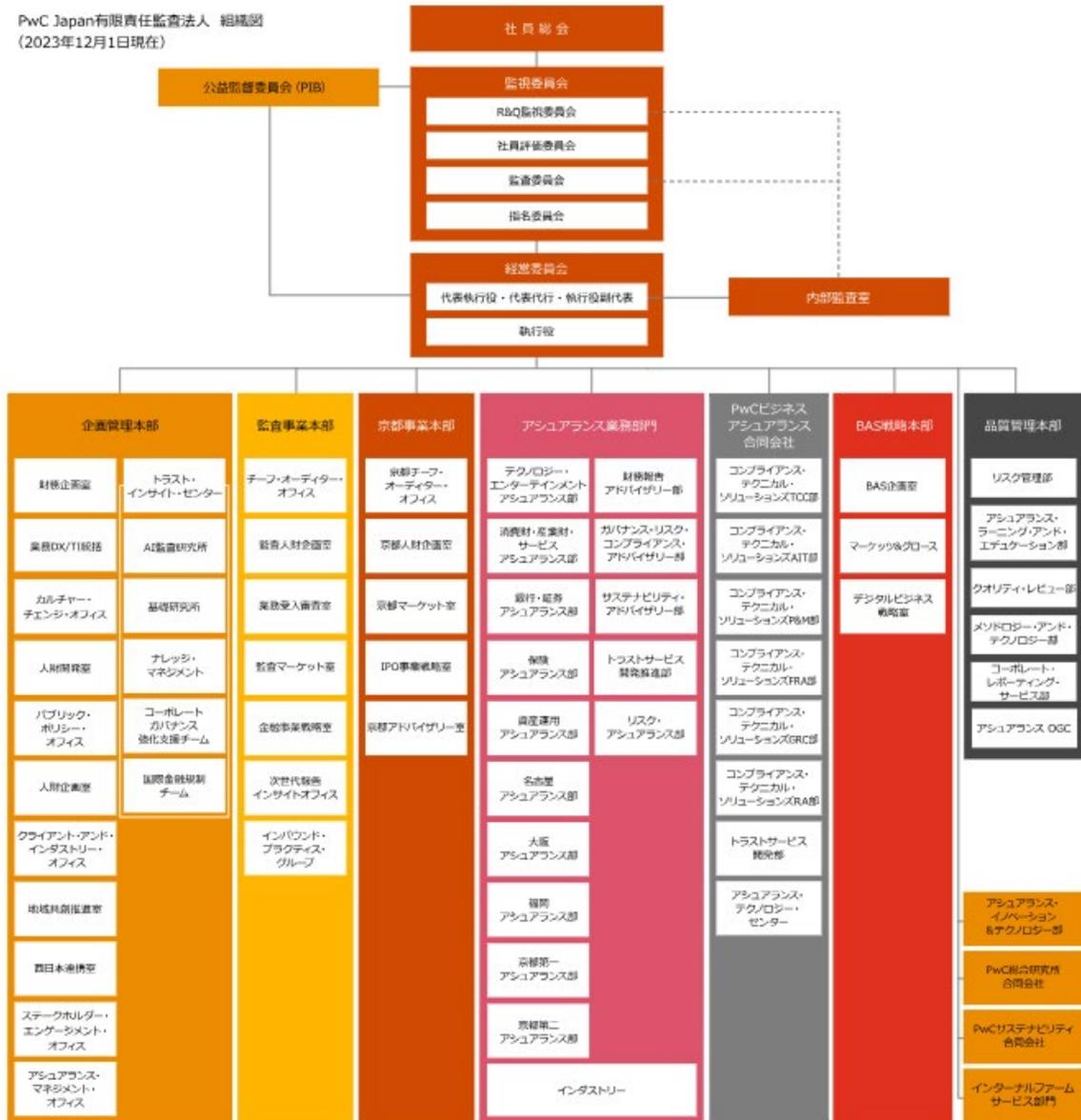
合議体	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営委員会	経営に関する意思の決定	11 人	2 人	13 人
監視委員会	経営委員会が策定する経営の方針およびその運営の監視	6 人	4 人	10 人

## 二. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数								合計
		社員			使用人					
		公認 会計士	特定 社員	計	公認 会計士	公認 会計士 試験合格者 等	監査補 助職員	その 他の 事務 職員	計	
(主) 東京	東京都千代田区 大手町一丁目1 番1号 大手町パークビ ルディング	144	50	194	854	371	1,199	107	2,531	2,725
(従) 名古屋	愛知県名古屋市 中村区名駅一丁 目1番4号 JRセントラル タワーズ	12	0	12	89	40	19	0	148	160
(従) 京都	京都市下京区四 条通烏丸東入ル 東入長刀鉾町8	26	1	27	43	30	121	20	214	241
(従) 大阪	大阪府大阪市北 区大深町4番 20号 グランフロント 大阪 タワー A 36F	9	2	11	77	38	37	0	152	163
(従) 福岡	福岡県福岡市博 多区博多駅中央 街8番1号 JRJP 博多ビル4 階	1	0	1	10	16	0	0	26	27
合 計		192	53	245	1,073	495	1,376	127	3,071	3,316

### 三. 監査法人の組織の概要

PwC Japan有限責任監査法人 組織図  
(2023年12月1日現在)



### 四. 財産の概況

#### 1. 売上高の総額

※旧 PwC あらた有限責任監査法人 2023年6月30日時点(単位:百万円)

	第17期 2021年7月1日～ 2022年6月30日	第18期 2022年7月1日～ 2023年6月30日
売上高		
監査証明業務	28,206	29,715
非監査証明業務	28,252	31,266
合計	56,458	60,981

※旧 PwC 京都監査法人 2023 年 6 月 30 日時点(単位：百万円)

	第 17 期 2021 年 7 月 1 日～ 2022 年 6 月 30 日	第 18 期 2022 年 7 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	6,053	6,369
非監査証明業務	682	620
合 計	6,735	6,990

2. 直近の 2 会計年度の計算書類

別添のとおりです。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおりです。

4. 供託金の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	418
供託所へ供託した供託金の額 (額面金額)	430

なお、PwC 京都監査法人との合併に伴い 2023 年 12 月 1 日に加入した社員に関連して 2023 年 12 月 8 日付で供託金の追加を行っており、当該追加供託後における「公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額」は 490 百万円であり、「供託所へ供託した供託金の額 (額面金額)」は 500 百万円である。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

第 18 会 計 年 度

計 算 書 類

自 2022年7月 1日

至 2023年6月30日

PwCあらた有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前会計年度 (2022年6月30日)	当会計年度 (2023年6月30日)	科 目	前会計年度 (2022年6月30日)	当会計年度 (2023年6月30日)
<b>資 産 の 部</b>			<b>負 債 の 部</b>		
<b>流 動 資 産</b>	<b>24,255</b>	<b>23,220</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,347</b>	<b>16,046</b>
現金及び預金	9,421	6,605	リース債務	1,007	1,043
業務未収入金	10,905	11,970	未払金	6,703	7,389
未収入金	1,486	2,765	未払費用	2,239	2,670
前払費用	1,738	1,827	未払法人税等	604	863
その他流動資産	708	56	未払消費税等	857	723
貸倒引当金	△ 4	△ 5	前受金	1,038	1,217
			預り金	600	641
			有給休暇引当金	1,450	1,471
			その他流動負債	845	26
<b>固 定 資 産</b>	<b>24,231</b>	<b>24,199</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,281</b>	<b>8,494</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,652</b>	<b>7,385</b>	リース債務	3,230	2,204
建物附属設備	3,477	3,006	長期預り金	5,452	3,332
工具器具備品	354	294	資産除去債務	2,563	2,343
リース資産	4,805	4,075	その他固定負債	1,034	613
建設仮勘定	0	0			
その他有形固定資産	14	8			
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>397</b>	<b>228</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>27,628</b>	<b>24,541</b>
ソフトウェア	355	221			
ソフトウェア仮勘定	41	7	<b>純 資 産 の 部</b>		
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>15,182</b>	<b>16,585</b>	<b>社 員 資 本</b>	<b>20,859</b>	<b>22,875</b>
投資有価証券	6,664	7,121	資本金	1,000	1,000
関係会社出資金	60	60	出資金申込証拠金	124	853
敷金及び保証金	6,536	6,613	資本剰余金	1,323	301
長期貸付金	23	523	その他資本剰余金	1,323	301
長期前払費用	844	951	利益剰余金	18,412	20,721
繰延税金資産	1,101	1,294	その他利益剰余金	18,412	20,721
その他の投資等	149	102	繰越利益剰余金	18,412	20,721
投資損失引当金	△ 199	△ 81	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>-</b>	<b>3</b>
			繰延ヘッジ損益	-	3
			<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,859</b>	<b>22,878</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>48,487</b>	<b>47,420</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>48,487</b>	<b>47,420</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前 会 計 年 度		当 会 計 年 度	
	自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日		自 2022年7月 1日 至 2023年6月30日	
業 務 収 入		56,458		60,981
業 務 費 用				
人 件 費	37,592		40,422	
賃 借 関 連 費 用	2,176		1,940	
採 用 及 び 研 修 費 用	825		1,188	
IT機 器 費 用 等 及 び 通 信 費	2,409		2,651	
そ の 他 業 務 費 用	11,666	54,670	13,721	59,923
<b>営 業 利 益</b>		1,787		1,058
営 業 外 収 益				
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4		1,757	
そ の 他 営 業 外 収 益	196	201	464	2,221
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	182		149	
そ の 他 営 業 外 費 用	25	207	60	210
<b>経 常 利 益</b>		1,781		3,069
特 別 利 益				
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	49	49	13	13
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	103	103	7	7
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		1,726		3,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	707		960	
法 人 税 等 調 整 額	△ 188	519	△ 194	766
<b>当 期 純 利 益</b>		1,207		2,309

社員資本等変動計算書

前会計年度  
〔 自 2021年 7月 1日  
至 2022年 6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		繰延ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計		
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				社員資本合計
当期首残高	1,000	176	1,187	1,187	17,204	17,204	19,567	-	-	19,567
当期変動額										
社員出資金増加	-	△ 176	225	225	-	-	49	-	-	49
社員出資金減少	-	-	△ 89	△ 89	-	-	△ 89	-	-	△ 89
申込証拠金 受入額	-	124	-	-	-	-	124	-	-	124
当期純利益	-	-	-	-	1,207	1,207	1,207	-	-	1,207
当期変動額合計	-	△ 52	136	136	1,207	1,207	1,291	-	-	1,291
当期末残高	1,000	124	1,323	1,323	18,412	18,412	20,859	-	-	20,859

社員資本等変動計算書

当会計年度  
〔 自 2022年7月 1日  
至 2023年6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		繰延ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計		
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				社員資本合計
当期首残高	1,000	124	1,323	1,323	18,412	18,412	20,859	-	-	20,859
当期変動額										
社員出資金増加	-	△ 124	147	147	-	-	23	-	-	23
社員出資金減少	-	-	△ 1,169	△ 1,169	-	-	△ 1,169	-	-	△ 1,169
申込証拠金 受入額	-	853	-	-	-	-	853	-	-	853
当期純利益	-	-	-	-	2,309	2,309	2,309	-	-	2,309
社員資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3
当期変動額合計	-	729	△ 1,022	△ 1,022	2,309	2,309	2,016	3	3	2,019
当期末残高	1,000	853	301	301	20,721	20,721	22,875	3	3	22,878

注記表

前会計年度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日	当会計年度 自 2022年7月 1日 至 2023年6月30日
<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。</p>	<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。</p>
<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他の有価証券 ・市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 5年～15年 工具器具備品 5年～10年</p> <p>②無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>③リース資産 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 定額法 原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、リース資産の一部については、使用実態を勘案し、再リース期間を含めた期間を耐用年数としております。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②投資損失引当金 投資有価証券及び関係会社出資金について、将来発生する可能性がある損失に備えるため、財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。</p> <p>③有給休暇引当金 従業員の未使用有給休暇に対応する人件費相当額を計上しております。</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準 主要業務である監査証明業務及び非監査証明業務については、当該業務の役務提供に応じて、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足の進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。</p> <p>5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①ヘッジ会計の処理方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっております。</p>	<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 関係会社株式 同左 その他の有価証券 ・市場価格のない株式等 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>②無形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>③リース資産 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産 同左</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②投資損失引当金 同左</p> <p>③有給休暇引当金 同左</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>ヘッジ会計の処理方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。</p>
<p>II. 会計方針の変更 (収益認識に関する会計基準の適用)</p> <p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。</p> <p>この結果、当会計年度の損益に与える影響はありません。また繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。</p>	

注記表

前会計年度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日	当会計年度 自 2022年7月 1日 至 2023年6月30日																																								
<p>III. 表示方法の変更 (時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。</p> <p>IV. 会計上の見積りに関する注記 資産除去債務の算定 ①当会計年度の計算書類に計上した金額 2,563百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 事務所に関する不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に係る費用負担に備えるため、使用見込期間は過去の実績に基づく賃貸期間とし、割引率は当該使用見込期間に応じた国債利回りとして算出した原状回復費用の見積額を計上しております。 原状回復費用は退去時に支払うことが見込まれますが、経済状況や市況による工事単価の変動、将来の事業計画の見直しに伴う使用見込期間の変更等により翌会計年度の資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>V. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,278 百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務 ・短期金銭債権 881 百万円 ・長期金銭債権 4 百万円 ・短期金銭債務 1,362 百万円 ・長期金銭債務 721 百万円</p> <p>VI. 損益計算書に関する注記 1. 業務収入の内訳 ・監査収入 28,206 百万円 ・非監査収入 (その他の収入) 28,252 百万円</p> <p>2. 関係会社との取引高 ・業務収入 1,963 百万円 ・業務費用 3,850 百万円 (表示方法の変更) 前会計年度まで営業取引以外の取引による取引高に含めていた間接業務委託費等について、損益計算書との関係性を明瞭にするため、当会計年度より業務費用へ含めて表示しております。</p> <p>VII. 税効果会計に関する注記 繰延税金資産の主な発生原因は、有給休暇引当金等であります。</p> <p>VIII. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 資金調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。借入金の使途は運転資金であります。 業務未収入金に係わる顧客の信用リスクは、業務受入時の審査等により、リスクの低減を図っております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、投資有価証券及び関係会社出資金については、市場価格のない株式等であるため含めておりません。 また、現金及び預金、業務未収入金、その他未収入金及び未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時 価</th> <th style="text-align: center;">差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">6,536</td> <td style="text-align: right;">6,469</td> <td style="text-align: right;">△67</td> </tr> <tr> <td>資産 計</td> <td style="text-align: right;">6,536</td> <td style="text-align: right;">6,469</td> <td style="text-align: right;">△67</td> </tr> <tr> <td>a 長期預り金</td> <td style="text-align: right;">5,452</td> <td style="text-align: right;">5,403</td> <td style="text-align: right;">△49</td> </tr> <tr> <td>負債 計</td> <td style="text-align: right;">5,452</td> <td style="text-align: right;">5,403</td> <td style="text-align: right;">△49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法 資産 a. 敷金及び保証金 将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債の利回り等適切な指標に基づき割り引いた現在価値により算定しております。 負債 a. 長期預り金 将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債の利回り等適切な指標に基づき割り引いた現在価値により算定しております。</p>		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	a 敷金及び保証金	6,536	6,469	△67	資産 計	6,536	6,469	△67	a 長期預り金	5,452	5,403	△49	負債 計	5,452	5,403	△49	<p>II. 会計上の見積りに関する注記 資産除去債務の算定 ①当会計年度の計算書類に計上した金額 2,343百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 同左</p> <p>III. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,580 百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務 ・短期金銭債権 1,308 百万円 ・長期金銭債権 504 百万円 ・短期金銭債務 1,495 百万円 ・長期金銭債務 721 百万円</p> <p>IV. 損益計算書に関する注記 1. 業務収入の内訳 ・監査収入 29,715 百万円 ・非監査収入 (その他の収入) 31,266 百万円</p> <p>2. 関係会社との取引高 ・業務収入 1,216 百万円 ・業務費用 4,620 百万円</p> <p>V. 税効果会計に関する注記 繰延税金資産の主な発生原因は、有給休暇引当金等であります。</p> <p>VI. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2023年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、投資有価証券及び関係会社出資金については、市場価格のない株式等であるため含めておりません。 また、現金及び預金、業務未収入金、その他未収入金及び未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時 価</th> <th style="text-align: center;">差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">6,613</td> <td style="text-align: right;">6,566</td> <td style="text-align: right;">△46</td> </tr> <tr> <td>資産 計</td> <td style="text-align: right;">6,613</td> <td style="text-align: right;">6,566</td> <td style="text-align: right;">△46</td> </tr> <tr> <td>a 長期預り金</td> <td style="text-align: right;">3,332</td> <td style="text-align: right;">3,298</td> <td style="text-align: right;">△34</td> </tr> <tr> <td>負債 計</td> <td style="text-align: right;">3,332</td> <td style="text-align: right;">3,298</td> <td style="text-align: right;">△34</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法 資産 a. 敷金及び保証金 同左 負債 a. 長期預り金 同左</p>		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	a 敷金及び保証金	6,613	6,566	△46	資産 計	6,613	6,566	△46	a 長期預り金	3,332	3,298	△34	負債 計	3,332	3,298	△34
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額																																						
a 敷金及び保証金	6,536	6,469	△67																																						
資産 計	6,536	6,469	△67																																						
a 長期預り金	5,452	5,403	△49																																						
負債 計	5,452	5,403	△49																																						
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額																																						
a 敷金及び保証金	6,613	6,566	△46																																						
資産 計	6,613	6,566	△46																																						
a 長期預り金	3,332	3,298	△34																																						
負債 計	3,332	3,298	△34																																						

注記表

前 会 計 年 度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日	当 会 計 年 度 自 2022年7月 1日 至 2023年6月30日
<p>IX. 収益認識に関する注記 収益を理解するための基礎となる情報 「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。</p> <p>X. その他 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>VII. 収益認識に関する注記 収益を理解するための基礎となる情報 同左</p> <p>VIII. その他 同左</p>

附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度 (自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日 )

(単位: 百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	3,493	1,252	765	503	3,477	1,327	4,804
	工具器具備品	292	343	175	105	354	421	776
	リース資産	4,960	787	13	929	4,805	2,454	7,259
	建設仮勘定	686	0	686	-	0	-	0
	その他有形固定資産	3	52	30	10	14	75	89
	計	9,435	2,436	1,670	1,549	8,652	4,278	12,931
無形固定資産	ソフトウェア	423	94	5	157	355	-	-
	ソフトウェア仮勘定	3	48	10	-	41	-	-
	計	427	142	15	157	397	-	-

(注1)

- ・当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。  
 建物附属設備 大手町オフィス工事等 786 百万円  
 リース資産 大手町オフィス設備・什器等 782 百万円

(注2)

- ・当期減少額のうち、主なものは以下のとおりです。  
 建物附属設備 大手町オフィス工事等 リース契約への変更 553 百万円  
 建設仮勘定 大手町オフィス工事等 建物附属設備への振替 593 百万円

当会計年度 (自 2022年7月 1日 至 2023年6月30日 )

(単位: 百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	3,477	10	0	480	3,006	1,807	4,814
	工具器具備品	354	29	0	90	294	499	793
	リース資産	4,805	17	-	747	4,075	3,189	7,265
	建設仮勘定	0	0	0	-	0	-	0
	その他有形固定資産	14	3	-	9	8	83	92
	計	8,652	61	1	1,327	7,385	5,580	12,966
無形固定資産	ソフトウェア	355	23	6	150	221	-	-
	ソフトウェア仮勘定	41	3	37	-	7	-	-
	計	397	26	44	150	228	-	-

(2) 引当金の明細

前会計年度 (自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日 )

(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的利用	その他	
貸倒引当金	3	4	-	3	4
投資損失引当金	229	19	-	49	199
有給休暇引当金	1,430	1,450	1,175	255	1,450

(注)

- ・当期減少額「その他」は期末洗替処理によるものです。

当会計年度 (自 2022年7月 1日 至 2023年6月30日 )

(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的利用	その他	
貸倒引当金	4	5	-	4	5
投資損失引当金	199	-	104	13	81
有給休暇引当金	1,450	1,471	1,170	279	1,471

(注)

- ・当期減少額「その他」は期末洗替処理によるものです。

(3) 業務費用の明細

(単位: 百万円)

科目	前会計年度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日		当会計年度 自 2022年7月 1日 至 2023年6月30日	
	人件費			
報酬給与	29,945		31,245	
法定福利費	2,879		3,098	
その他人件費	4,767	37,592	6,077	40,422
賃借関連費用				
賃借料等	691		665	
減価償却費	1,485	2,176	1,274	1,940
採用及び研修費用				
採用及び研修費用	825	825	1,188	1,188
IT機器費用等及び通信費				
IT機器費用等	1,960		2,182	
通信費	228		266	
減価償却費	220	2,409	203	2,651
その他業務費用				
旅費交通費	98		295	
福利厚生費	398		353	
諸会費・購読料	223		214	
保険料	530		487	
租税公課	441		478	
外注費	6,930		8,406	
サビ`スキャン`等	1,433		1,451	
その他	1,610	11,666	2,033	13,721
合計		54,670		59,923

# 独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

PwCあらた有限責任監査法人  
代表執行役 井野 貴章 殿

新創監査法人  
東京都中央区

指 定 社 員                      公認会計士 高橋 克典  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員                      公認会計士 松原 寛  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の2021年7月1日から2022年6月30日までの第17期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PwCあらた有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

PwCあたらた有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

PwCあらた有限責任監査法人  
代表執行役 井野 貴章 殿

新創監査法人  
東京都中央区

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 克典

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 松原 寛

## 監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の2022年7月1日から2023年6月30日までの第18期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PwCあらた有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

PwCあたらた有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

PwCあらた有限責任監査法人  
監査委員会 御中

新創監査法人  
東京都中央区

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 克典

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 松原 寛

## 監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の2022年7月1日から2023年6月30日までの第18期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PwCあらた有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

PwCあたらた有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上